

幼稚園や保育所等の 違いってなに？



お子さまを預けたい理由によって、多様な施設が利用できます。

施設によって対象となるお子さまの年齢や利用できる時間、申込方法等が異なりますので、下記種別をご確認ください。

茨木市にある認可保育施設については、p.15～をご覧ください。

保 育 所

0～5歳

就労などの理由でお子さまの保育が必要な場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込



幼 稚 園

3～5歳

教育を目的とし、保育要件がなくても利用できます。標準的な1日の教育時間は4時間ですが、預かり保育を利用できる園もあります。また、満3歳児クラスやプレ幼稚園を実施している園もあります。

新制度園

教育・保育給付認定 …………… 1号

※幼稚園の中には私学助成園もあります。
【施設等利用給付認定】

→各施設へ申込

認定こども園

0～5歳

教育と保育とを一体的に行う施設で、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設です。

●教育部分（3～5歳）

教育・保育給付認定 …………… 1号

→公立：保育幼稚園事業課へ申込

私立：施設へ申込

●保育部分

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込

地域型保育事業

0～2歳

2種類あります



小規模保育事業所
定員19人までの小さな施設で規模の特性を活かして保育を実施します。

事業所内保育事業所
会社や事務所が設置する施設で従業員のお子さまと地域のお子さまと一緒に保育します。

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込

認定の違いについては、④ページの「どうやって利用するの？」にてご確認ください。

どうやって申し込むの？

お申込みされる施設や入所希望月によって締切が異なります。
締切を確認したうえで、手順をご確認ください。



●保育部分を希望される方の利用手続き（2・3号認定）

〔保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業〕

STEP1

施設の見学に行く等して希望する施設を検討する

見学については園に直接お問い合わせください。

STEP2

必要な書類を準備する

必要な書類についてはP.2～



〈マイページログイン〉

STEP3

期限までに申込みをする（電子申請）

■ 4月入所：（一次選考）R8/10/15～R8/11/5

（二次選考）R8/11/20～R9/2/5

■ 例月入所：利用を希望する月の前々月6日から前月5日



〈新規・転所申込フォーム〉

STEP4

お子さまの問診票の入力・問診の実施

入所申込み受付完了メールのURLから問診票を入力してください。

来庁し、問診を受けてください。（原則締切日まで）



〈窓口予約フォーム〉

STEP5

市が認定と利用調整を行います

保育の必要性について認定次第、「教育・保育給付認定通知書」を郵送します。

※保育所等の利用決定通知とは異なります。

利用調整の結果、入所が決定した際は市より連絡します。



保育部分について、誰が入所できるかどうかは「利用調整」によって決定します。

利用調整とは、受入可能人数よりも申込み人数が多い場合に、保育の必要性の高い方から入所の決定をすることです。保育の必要性の高さは、「利用調整指数表」に基づく指数によって決定します。

「利用調整指数表」はp.29～を確認してください。

●教育部分を希望される方の利用手続き（1号認定）

見学に行く等して入園を希望する園が決定したら、各申請先にお申込みください。

〔市立認定こども園（教育部分）〕

STEP1

保育幼稚園事業課に申込みをする（電子申請）

- 4月入園 …… R8/10/1～R8/10/7
- 例月入園 …… 茨木市民であれば随時お申込みいただけます。



STEP2

入園が決定したら保育幼稚園事業課にて入園の手続きをして入園

- 4月入園 …… 受付を上回る申込があれば10月中旬に抽選にて決定します。
- 例月入園 …… 空きがあれば市から連絡いたします。
空きがなければ順番待ちとなります。

詳細につきましては、右の2次元コードよりご確認ください。



市立認定こども園
（教育部分・1号認定）
について

〔私立認定こども園（教育部分）、私立幼稚園〕

直接施設にお問い合わせのうえ、お申し込みください。

どうやって利用するの？



認可保育施設等を利用するには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号～3号までの認定区分があります。

保育の必要性

年 齢	保育の必要性	
	なし	あり
満3歳以上	1号	2号
満3歳未満		3号

施設等利用給付認定って？

認定こども園の教育部分や新制度の幼稚園について、預かり保育料の無償化の対象となるために必要な認定です（新2号、新3号認定）。

なお、私学助成の幼稚園や認可外保育施設等の無償化にも適用されます。

詳しくは「保育料無償化のしおり」をご覧ください。



〈幼児教育・保育の無償化の手続きについて〉

保育の必要性って？

保護者の全員が次のいずれかに当てはまる場合に、保育の必要性があると認められ、教育・保育給付認定（2号・3号）を受けられます。

詳しくはP.25にてご確認ください。



01 就労

月64時間以上就労している

標/短

02 妊娠・出産

母親が出産前後である

標/短

03 疾病・障害

病気やケガ、もしくは心身に障害がある

短

04 介護・看護

親族の介護・看護を月64時間以上している

標/短

05 災害・復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

標/短

06 求職活動

求職活動を行っている

短

07 就学

月64時間以上就学している

標/短

08 その他

その他保育が必要な状態と認められた場合

標：保育標準時間 短：保育短時間 ※次ページ参照

どれくらい預けられるの？

〔保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業〕

2・3号認定を受けて保育を受けられる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の認定区分があります。



保育標準時間 …… 最大11時間
保育短時間 …… 最大8時間

※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。



原則として、保育を利用できるのは、認定区分に関わらず就労等の理由により保育が必要な時間のみです

利用時間のイメージ（公立施設の場合）



※保育時間に間に合わない場合は延長保育を利用できます。（延長保育料が必要です）

※私立施設の場合、施設により標準時間・短時間の設定は異なるため、各自でご確認ください。

また、具体的な利用日時については、利用決定後に施設と調整していただくことになります。

◎1号認定で入園される方へ

1号で入園されている方は園によって預かり保育を利用できます。（預かり保育料が必要です。）

利用時間のイメージ（公立施設の場合）



預かり保育料については、施設等利用給付認定（新2号認定）をお持ちの方は一定額まで無償になります（公立は全額無償）。

いくらかかるの？



保育所等の利用者負担額（保育料）について、0～2歳児は保護者の市民税所得割課税額によって決定します。3～5歳児は市民税の課税状況に関わらず、利用者負担額は全額無償となります。詳細はp32～をご確認ください。

●預かり保育や認可外保育施設の利用については、保育が必要な事由がある場合は一定額まで無償になります。（新2号、新3号認定）

	●保育所 ●認定こども園 (保育部分) ●地域型保育	●認定こども園 (教育部分) ●幼稚園 (新制度園)	●幼稚園 (私学助成園)		●認可外保育施設等 ※ 1	
	教育保育給付認定		施設等利用給付認定			
	保育料	保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料	
3～5歳児 クラス	無 償 ※ 2 ● 2号	無 償 ※ 2 ● 1号	上限まで無償 ○新 2号	上限まで無償 ※ 2 ○新 1号	上限まで無償 ○新 2号	上限まで無償 ○新 2号
満 3 歳児 クラス		無 償 ※ 2 ● 1号	有 償 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新 3号	上限まで無償 ※ 2 ○新 1号	有 償 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新 3号	
0～2歳児 クラス	有 償 ※ 3 ● 3号					有 償 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新 3号

※1 認可外保育施設等とは、認可外保育、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター事業を含みます。茨木市から無償化の対象として確認を受けた施設が対象です。

※2 給食費がかかります。そのうち副食費の徴収・免除は市民税所得割額によって決定します。

※3 市民税所得割額によって決定します。詳しくはp.34にてご確認ください。

○新1号：上限28,000円まで無償

○新2号：上限12,300円まで無償 ※ただし「利用日数×490円」の範囲内
認可外保育施設等は上限40,300円まで無償
公立認定こども園は全額無償

○新3号：上限17,700円まで無償 ※ただし「利用日数×490円」の範囲内
認可外保育施設等は上限45,700円まで無償



注) 令和8年10月時点での上限金額です。今後変更となる可能性がございます。
利用者負担額とは別に行事費や教育活動費などの費用が園によって必要です。

他にも保育施設はあるの？



待機児童保育室

茨木市が運営している認可外保育施設です。保育所と同程度の基準で運営しており、茨木市内に「あゆみ」と「みらい」の2か所あります。認可保育所等と同様に申込みができます。詳しくはP.22にてご確認ください。



企業主導型保育施設

企業が設置する認可外保育施設です。従業員だけでなく地域住民が利用できる「地域枠」があります。申込方法や預けられる時間、料金等は施設によって異なるので、直接施設へお問い合わせください。



〈企業主導型保育施設について〉



その他の認可外保育施設

申込方法や預けられる時間、料金等は施設によって異なるので、直接施設へお問い合わせください。



〈認可外保育施設について〉

他にも子どもを預けられる方法はあるの？



一時預かり

家庭での保育が困難となった場合に、お子さまを一時的に保育します。利用については施設に直接お問い合わせください。

こども誰でも通園制度

就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度です。生後6か月から3歳の誕生日を迎える前々日までのお子さまが対象です。詳しくは2次元コードよりご確認ください。



こども誰でも通園制度について

ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人が相互援助活動を行う会員制の組織です。一時的な預かりや保育施設への送迎等に利用できます。

Q & A

Q どうやって園を選べば良いですか？

預かり時間や保育方針、諸経費は園によって異なります。送迎方法や送迎ルート、園の雰囲気も事前にご確認いただいた方が良いでしょう。



Q 見学はどうやって行けば良いですか？

施設に直接お問い合わせください。お問い合わせ先はP.15～にてご確認ください。

Q どこが入りやすいですか？各園の倍率を教えてください。

空き状況を毎月保育幼稚園事業課のホームページにて公開しています（4月入所の一次選考時については公開していません）。ただし、入所可否については利用調整指数による利用調整の結果次第となります。

倍率につきましては、算出しておりません。なお、待機順番につきましては、利用調整後にお伝えできます。

また、4月入所の一次選考における利用決定児童数及び利用調整指数の最低点についても公開しております。右の2次元コードよりご確認ください。



〈利用決定児童数及び
利用調整指数の最低点〉

Q 子どもの病気やケガにより保育所等が利用できないが 仕事に行かないといけなない場合はどうしたら良いですか？

症状・条件によっては病児保育事業を利用できます。詳しくは右の2次元コードからご確認ください。



〈病児保育事業について〉

その他よくある質問については右の2次元コードからご確認ください。



〈保育Q&A〉

